

山本クリニック

令和2年度第1回介護・医療連携推進会議議事録

場 所：医療法人久生会 山本クリニック 1階会議室

開催日時：令和2年12月24日（木）15：00～16：30

1. 挨拶

- ① 挨拶・・・医療法人久生会 介護事業部 部長 福田 恵弘

本日は、コロナ禍の中でご出席いただきましてありがとうございます。会議室が手狭なために新型コロナウイルス感染症予防対策といたしまして、各テーブルには、感染予防用のパーテーションを設置し、寒い中ですが換気も行って進めて行きたいと思います。

定期巡回サービスの地域提供の実施が遅れていましたが、やっと職員の体制作りやサービス実施のノウハウが蓄積されてきてまして、12月1日から実施することができています。このサービス実施を機会に、更に地域でのサービス実施を進めて行きたいと考えています。

- ② 出席者紹介（別紙資料1参照）

2. 議事内容

- ① 定期巡回サービス提供等状況報告について

定期巡回サービス提供状況を見ていただくと分かりますように、従来サービスの訪問介護と違い、1回の平均サービス時間が5分～18分と短時間になっています。このように、定期巡回サービスは、利用者様にとって必要なサービスを必要な時間だけ提供するという自立支援介護に基づいたサービスであると言えます。定期巡回サービスの基本的な考え方は、サービスが過少にも過剰にもならないサービス提供をすることにより、利用者様の有する能力を最大限に活かしながら日常生活動作を維持・回復していくことが基本となります。

また、サービス料金については、月額額の包括報酬になります。サービス内容については、短時間でも大丈夫で定期的に各利用者様宅を定期訪問する定期巡回サービスと緊急時や必要時にナースコールなどの連絡を受けて対応する随時対応サービスとその随時対応した内容で、訪問を行う随時訪問サービスが

あります。それともう一つあるのが医師の指示の下で訪問看護を行う訪問看護サービスがあります。但し、私どもの定期巡回サービスでは連携型で行っていき、当法人から連携委託を受けた訪問介護事業所から訪問看護サービスを行うこととなります。この訪問看護事業所については、もし利用者様が馴染みの事業所があれば、その事業所と当法人とが連携委託契約を結ぶことが出来れば、その馴染みの事業所からサービスを受けることもできます。

このように定期巡回サービスは、その人にあったサービス提供することになりますので、利用者様にとって自立支援に繋がる良いサービスではないかと思えます。

定期巡回サービス提供場所の状況ですが、集合住宅提供（サービス付き高齢者向け住宅つどいの郷内での提供）では12月で34件です。地域提供については1件実施しています。

（別紙資料2 参照）

② 定期巡回サービス地域提供について

当事業所が行っている定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、資料の中にある概要の定義に示されている通り『定期巡回訪問、または、随時通報を受けて訪問看護事業所と連携しつつ、利用者（要介護者）の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うもの』連携型サービスになります。そして、地域提供の運営方針については、利用者様の有する能力を最大限に活かしながら日常生活動作（ADL）を維持・回復していくために過少にも過剰にもならないサービス提供をし、介護保険のサービスや地域の独自サービスやインフォーマルサポートも併用して、利用者様の在宅生活全体が支えられるように努めていきます。また、サービスの特徴は、介護職員や看護師による定期的な頻回訪問の提供（定期巡回サービス）や転倒など、万一に備え24時間の連絡体制を整備（随時対応サービス）し、連絡内容に応じて訪問の必要があれば定期訪問以外の訪問介護を提供するサービスです。目標としては、現状の職員体制で地域提供を行い、地域提供利用者の目標を3名として実施し、利用者様の増加に伴いスタッフの体制整備をしていき、地域提供の拡大を目指していきます。

（別紙資料2 参照）

③ 介護保険法改正・介護報酬改正の動き

今後の介護保険改正や介護報酬改正についてのキーワードは、『自立支援介護』と『科学的介護』になっていきます。このことを十分理解しながら事業実施していく必要があると考えます。

まずは、介護保険法から見て行くと、介護保険法の中でしっかりと自立支援介護については、定義されています。そのことから事業所として、「自立支援のサービス提供ができているだろうか？」または、「尊厳の保持は実施されているのだろうか？」を考えながら実施していかないといけないと思います。そして、「利用者様の重度化防止に努めているのだろうか？」という考えも常に職員が持てるようにしないといけないと考えます。このことから事業所では、利用者様の持てる力を活用することで、出来るだけ長く居宅で自立した生活を営めるような関わり方をしていかなないといけないと思います。そして利用者様の残存機能を利用して自立した生活を営めるアプローチとしてリハビリテーションの重要性が出てくるし、リハビリテーションを実施することで、より自立への近道となっていけると考えます。

このように国では、2018年の制度改正から自立支援へと舵を切り自立支援に向けたサービスを行う事が介護業界全体に求められるようになりますし、近い将来においてはAIを活用した『科学的介護』も本格的に導入されると思います。今後は、デイサービスなどにおいても、体力測定等の成果などをデータで管理される時代となってくると考えます。そして今後の介護報酬改定においても、基本報酬を削減し、結果を出した（自立・回復に貢献した）事業所へ与えるインセンティブ（加算）が財源となると考えられます。

（別紙資料2参照）

④ その他事項（定期巡回サービス提供等以外）について

当法人では、定期巡回サービスの他に自立支援に向けたサービスを展開していますので、その一つであるデイサービスのことを紹介させていただきます。

そのデイサービスである山本クリニックリハプライド海南は、リハビリ型デイサービスとして6台のマシンを使った『パワーリハビリテーション』を中心とした、リハビリ特化のデイサービスです。全国200店舗を展開しているリハコンテンツ株式会社のフランチャイズチェーンの1店舗として事業展開しており、全国で70%の改善率を誇り、パワーリハビリテーションの効果も多数紹介されております。

そして、当事業所としても改善効果が見られる方が多数いらっしゃいますので、自立支援介護に向けて頑張っていきたいと思っています。

今後は、リハビリ型デイサービスと定期巡回サービスで、地域に貢献できればと考えています。

(別紙資料2 参照)

⑤ 質疑応答

Q. 現在の入居者が 41 名で定期巡回サービスを利用している利用者が 34 名になっていることから定期巡回サービスを利用していない利用者はどのようなサービスを受けているのですか？

A. 集合住宅内で受けているサービスで当サービス以外のサービスは、主に訪問介護サービスです。要支援の方は、当サービスを制度上利用できないので当然、訪問介護サービスになるのですが、それ以外の方は、デイサービスなどのサービスを使っていて、介護保険の範囲である区分限度額を超えてくるため利用されていない方もいらっしゃいます。また、介護保険制度上でサービスを当法人で独占することは出来ないので、利用者様の希望により受けていない方もいらっしゃいます。

Q. サービス付き高齢者向け住宅でのホールなどへの移動等にかかる介助は、定期巡回サービスを利用しているのですか？

A. サービス付き高齢者向け住宅では、住宅内のサービスを提供しています。なので、一部の職員は住宅の職員として配置しています。住宅内では、一体的なサービスを利用させていただいているように思いがちですが、色々なサービスを組み合わせて生活していただいていますので、今回のご質問のホールなどへの移動等には、住宅のサービスをご利用していただいています。

Q. 今日話を聞いて定期巡回サービスの良さは理解できたのですが、定期巡回サービスの地域提供者の目標を 3 名としているのは、あまりにも目標値が少ないのではないですか？また、定期巡回サービスを利用したい方はたくさんいるのではないのでしょうか？

A. 定期巡回サービスは、訪問系のサービスとしては非常に認知度が低く、海南市でも現在のところは当事業所だけですし、来年 4 月頃からもう一つ事業所が立ち上がるといったところですので、訪問系のサービスとなると殆どが訪問介護サービスを紹介します。特に、定期巡回サービスは、重度者が受けるサ

ービスといった偏った認識を持っている方も多く、まだまだケアマネージャー様にはご理解いただけていないところがあると思われま。そのことから地域提供当初は、目標値を低くして十分に理解していただけてから広めていきたいとの思いから少ない数値目標となっています。このことから皆様にもご理解をいただけたように、定期巡回サービスが自立支援介護において良いサービスと認識していただけるように、広報活動を行っていかないといけないと思っています。また、来年の4月からもう一つの事業所が立ち上がりますので、共に定期巡回サービスを広めていきたいと考えています。

③ 今後の会議の開催予定

次回開催は、令和3年3月に開催したいと思っております。日時等は決定次第ご連絡させていただきます。

3. 閉会